

スポーツ・コンベンションセンター設計業務
公募資料への事業者からの質問に対する回答について
～ 1 回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

- ・ スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問（参加表明書に関する内容以外）に対する回答を公表します。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和 7 年10月31日

鹿児島県

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	公募型プロ ポーザル 説明書	10	5(9)様式12「景観への配慮事項適合チェックリスト」は、「判断した根拠が分かる資料と合わせて提出する」とありますが、この根拠資料は技術提案書（A3・3枚）とは別の補足資料として提出と考えて宜しいでしょうか。また、その際の枚数や形式の指定がありましたらご教示ください。	御理解のとおりです。 また、この根拠資料については、枚数や形式の指定はありません。
2	公募型プロ ポーザル 説明書	10	5(10)二次審査（公開プレゼンテーション・ヒアリング） エ 留意事項 説明者は3名までとする（機材操作者は除く）とありますが、機材操作者も発言可能でしょうか。	機材操作者が説明することは原則不可とします。 ただし、機材操作者と説明者で計3名以内であれば、説明者が機材操作者を兼ねることは可とします。
3	公募型プロ ポーザル 説明書	10 20 22	二次審査（審査会）前に、公開プレゼンテーション・ヒアリングが実施されますが、公開プレゼンテーション・ヒアリングでの内容は、二次審査の評価対象となりますでしょうか。P.20 二次審査の配点や、P.22 二次審査の評価基準には、プレゼンテーション・ヒアリングの評価が示されていません。	公開プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、二次審査の評価の対象とします。 具体的には、テーマに対する理解度、提案の的確性、具体性、独創性、実現可能性及び積極性の観点から総合的に評価します。
4	公募型プロ ポーザル 説明書	15	第2 提案書作成要領 1 一次提案書(1) 実施方針書において、設計業務を進める上での県内企業等の活用について提案とありますが、これは構成員についての説明でしょうか。はたまた構成員以外の様々な県内企業の活用について提案すればよろしいのでしょうか。	構成員としての活用に限らず、幅広く提案してください。
5	公募型プロ ポーザル 説明書	15	2 提案書作成要項、1 一次提案書の作成要項には技術提案における視覚的表現の取り扱いについての許容範囲が示されていますが、二次提案においては図面、パース等の表現に関する制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
6	公募型プロポーザル説明書	17	テーマ5のライフサイクルコストの縮減についての提案に関し、LCCの算定期間（仕様書P.22の建物の寿命70年）や、含めるべき項目（修繕・更新費、光熱水費等）について指定はありますでしょうか。	ライフサイクルコストの縮減については、提案に含めるべき項目の指定はありません。一方、建物の寿命を70年に設定しているため、それに見合う期間のライフサイクルコストの縮減を提案してください。
7	公募型プロポーザル説明書	17	3 公開プレゼンテーション用資料(4)において、Microsoft PowerPoint2019で起動できること。とありますが、PDFデータでのプレゼンテーションは不可でしょうか。	PDFデータでのプレゼンテーションも可とします。
8	公募型プロポーザル説明書	21	3 一次審査の評価基準 (2) プロポーザル参加者の実績【15点】において、一の空間で2,500席以上の観覧席（固定席に限る、以下同じ。）を有する運動施設（令和6年国交省告示第8号別添二に掲げる建築物の類型第三号の用途、以下同じ。）に係る新築、改築又は増築（増築の場合は、増築部分に当該施設が含まれる場合に限る。以下「新築等」という。）の実施設設計 とあるが、デザインビルドのプロジェクトで、基本設計発注を行い、実施設計監修と現場監理を行った案件を実績に含めることは可能でしょうか。	実施設計の実績を対象としているため、お尋ねの案件については実績に含めることはできません。
9	公募型プロポーザル説明書	21	3 一次審査の評価基準における実績として、海外のプロジェクトを実績に含めることは可能でしょうか。	御理解のとおり可能です。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
10	公募型プロ ポーザル 説明書	21	3(2)プロポーザル参加者の実績において、同種業務には公営競技場（競馬場、競輪場、競艇場等のスタンド）は含まれると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	公募型プロ ポーザル 説明書	21 33	3(2)プロポーザル参加者の実績において、様式には2つ記載欄がありますが、実績の数による配点優劣はありますか。	実績の評価は、プロポーザル参加者の実績の有無だけではなく件数も含めて判断することとしています。
12	公募型プロ ポーザル 説明書	21	3 一次審査の評価基準の(5)設計業務の受賞歴において、配置予定技術者の受賞歴は一個人として応募・受賞したものに限られるでしょうか。所属している会社で設計し、受賞したもので、賞応募申請者（設計者）として名前が記載されている賞も評価対象に該当するでしょうか。	一個人として応募・受賞したものに限らず、会社で受賞したものであっても、その個人が設計に携わっていれば、評価の対象とします。ただし、賞与団体が設計者の氏名を明示している書類を添付してください。（例えば、賞与団体が作成した文書やホームページ等）
13	公募型プロ ポーザル 説明書	33 35 ～ 40	（様式8）及び（様式9-1）～（様式9-6）に記載する同種類似業務の実績については、業務期間の制限はないと考えてよいでしょうか？	御理解のとおりです。
14	公募型プロ ポーザル 説明書	33	注意事項 ※1「業務区分」欄の用語の定義 では、同種業務と類似業務及び立地条件を踏まえた業務の定義はありますが、実施設計業務の工期の条件がありません。 様式5（30頁）※2の「平成22年4月1日から参加表明書提出日までの間に設計業務が完了していること」とあるような条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
15	公募型プロポーザル説明書	33	同種・類似業務の実績及び、立地条件を踏まえた業務の実績は、実績の有無による評価と考えてよろしいですか。注意事項 ※5に、「記載できる件数は、同種・類似業務の実績は最大2件・・・」との記載がありますが、同種実績を有する場合は、同種実績1件のみで評点8と考えてよろしいでしょうか。	実績の評価は、プロポーザル参加者の実績の有無だけではなく件数も含めて判断することとしています。 実績が1件の場合、評価点が8点になることはありません。
16	公募型プロポーザル説明書	33 35 ～ 40	各種実績の受注形態に、単独・JV・協力の種別がありますが、受注形態種別による配点の優劣はありますか。	実績を比較の上、総合的に評価することとしています。
17	公募型プロポーザル説明書	33 35 ～ 40	実績を証する書類は重要事項説明書も含まれると考えて宜しいでしょうか。	重要事項説明書は設計実績の確認ができないため、実績を証する書類とは考えていません。
18	公募型プロポーザル説明書	34	6人の配置技術者以外に、ランドスケープ主任技術者等追加は可能でしょうか。その場合、様式9-1のような資格・実績等の提出が必要でしょうか。	県が公募型プロポーザル説明書で求めている分野以外の技術者を、任意で追加配置することは可能です。 その場合、様式9-1のような資格・実績等の提出は必要ありませんが、実施方針書の業務体制にその旨を記載することは可とします。 なお、一次審査の評価項目のうち「配置予定技術者の実績」及び「配置予定技術者の資格」並びに「設計業務の受賞歴」について、公募型プロポーザル説明書で求めている分野以外の技術者は評価の対象としません。
19	公募型プロポーザル説明書	35 ～ 40	注意事項 ※3「業務区分」欄の用語の定義 では、同種業務と類似業務及び立地条件を踏まえた業務の定義はありますが、実施設計業務の工期の条件がありません。 様式5（30頁）※2の「平成22年4月1日から参加表明書提出日までの間に設計業務が完了していること」とあるような条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
20	公募型プロポーザル説明書	41	3主任技術者個人の設計業務の受賞歴については、総合・構造・電気設備・機械設備・積算の各主任技術者から抜粋し、合計で2件以内との考えでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	公募型プロポーザル説明書	41	管理技術者及び主任技術者個人の設計業務の受賞歴は、建物ではなく業績に対する受賞歴は記入可能でしょうか（高松宮殿下記念世界文化賞（建築部門）、プリツカー賞、RIBAゴールドメダル、AIAゴールドメダル、UIAゴールドメダルなど）。その場合、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人公共建築協会、一般社団法人日本建設業連合会を優先とありますが、それらより評価は高いでしょうか。	特定の建物に限らず、技術者の業績に対する受賞歴についても記入可能とします。 評価については、建物か技術者の業績かではなく、受賞された賞の社会的評価などを比較の上、判断することとしています。
22	公募型プロポーザル説明書	41	管理技術者や主任技術者個人の設計業務の受賞歴について、会社代表者名での受賞の場合は、当該設計における担当技術者区分がわかる書類を添付することによろしいでしょうか。	受賞時における所属先が作成した書類では事実関係の確認ができないため、賞与団体が設計者の氏名を明示している書類を添付してください。（例えば、賞与団体が作成した文書やホームページ等）
23	公募型プロポーザル説明書	41	主任技術者個人の設計業務の受賞歴は、グッドデザイン賞、東京建築賞は対象になると考えてよろしいでしょうか。 グッドデザイン賞：公益財団法人 日本デザイン振興会 東京建築賞：一般財団法人 東京建築士事務所協会	御理解のとおりです。
24	公募型プロポーザル説明書	41	注意事項 ※1 設計業務の受賞歴は受賞年の条件は無いと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
25	仕様書	1	「第1 業務概要 5 業務内容」に開発許可の記載がありません。設計にて切土盛り土等の区画形質の変更が見込まれ、開発行為に該当する場合、開発許可手続きに関する業務は含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	開発許可手続きに関する業務は含まれています。
26	仕様書	8	建設市況が大きく変化しているため、実勢価格を踏まえた建設費の積算が重要と考えます。設計を進めるに当たり、例えば、他県類似施設が実施したCM方式の活用を検討されないのでしょうか。	CM方式の必要性が見込める場合は、今後検討することとしたいと考えています。
27	仕様書	8	設計の前提となる、県が想定している概算工事費の上限額はございますか。	本プロポーザルでは、概算工事費の上限額は設定していません。 (参考) 鹿児島県議会令和7年第1回定例会の文教観光委員会（令和7年3月13日）において、令和7年3月時点の推計として、建設費406億の推計値を提示しました。（この推計値は、基本構想に基づく観客席数を削減し建設コストを17億円削減した場合を想定） その後、観客席数を削減することによる建設コストの抑制よりも、経済波及効果を優先する方が、県全体としては有益と判断し、基本構想に基づく観客席数とすることを前提に設計を行うこととしました。
28	仕様書	20	自動車駐車場100台程度（事業者（従業者）用駐車場を含む）とありますが、基本構想P.33にある一般駐車場500台とバス駐車場が住吉町15番街区に確保できていると考えて良いのでしょうか。基本構想では臨時駐車場300台程度を多目的広場で確保することとなっていますが、その条件は変更になっていると考えて良いのでしょうか。	住吉町15番街区については、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場とは別の利活用を図ることとなり、同地へ整備することとしていた駐車場は、周辺の県営駐車場の整備・活用等により対応することとしました。 このため、仕様書で、「基本構想において住吉町15番街区に整備することとした駐車場については、本設計には含めない」としています。 今回の設計では、駐車場に関しては、本施設用地内に自動車駐車場100台程度、また、多目的広場について300台程度の臨時駐車場としての利用もできるようにすることを求めています。

スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募資料への事業者からの質問に対する回答について ～1回目の質問（参加表明書に関する内容以外）～

No.	資料名	頁	質 問	回 答
29	仕様書 別紙1	22	「スポーツ・コンベンションセンターはZEBReady相当とし、BELSの認証を取得すること」（別紙1 要求水準書に関する質問に対する回答（令和6年5月）（抜粋）No.9）とありますが、対象範囲は本施設全体となりますでしょうか。	対象範囲はスポーツ・コンベンションセンター全体です。
30	仕様書 別紙6		敷地内、周囲の道路の地盤レベルが分かる資料があればご提示いただけないでしょうか。	お尋ねの資料はありません。 本設計において測量調査を実施し、地盤レベルを特定していただくことになります。
31	仕様書 別紙9		地中埋設物のケーソン(岸壁)について、TP(東京湾平均海面)との高さ関係がわかる資料をご提示いただけますでしょうか。	お尋ねの資料はありません。 本設計において試掘調査を実施し、地中埋設物の高さを特定していただくことになります。 参考までに、敷地周辺の地盤調査結果は、別紙8のとおりです。 また、鹿児島港の潮位図は下記ホームページのとおりです。 (http://www.pref.kagoshima.jp/ak16/infra/port/minato/kagoshima/gaiyo/documents/10652_20250328125812-1.pdf)
32	仕様書 別紙12		メインアリーナの天井について、大型映像装置や照明、音響設備等の設置を想定した吊り荷重の昇降装置を設置することと記載がありますが、具体的なエリア、荷重の想定はありますか。	エリアや荷重の具体的な想定はありませんが、プロスポーツやコンサート等の利用時に主催者が持ち込んだ装置や設備を設置できることを想定しています。
33	基本構想	25	第3章 整備予定地(6)都市計画法など法規制の状況に「臨港地区」の記載があります 更に敷地を囲む道路の一部は「臨港道路」、即ち「港湾法」による道路となっています 「建築基準法42条」による道路の扱いは一般の「公道」と違いがございいますか？ ご教示をお願い致します	建築基準法上の道路に該当するか否かは、特定行政庁である鹿児島市において判断することになっています。 同市に確認したところ、整備地の東西に接する臨港道路は同法上の道路に該当し、南北に接する臨港道路は、本設計において同市に相談していただくことになるとのことでした。